

野木町人事行政運営等の 平成30年度の状況を公表します

問総務課 4158

野木町の規定に基づき、平成30年度の野木町の職員人事行政等について、お知らせします。

1 職員の任免および職員数に関する状況

○職員の任用については、競争試験による任用と選考による任用があります。

競争試験による任用

- ・競争試験は小山ブロッック市町等職員採用試験事務共同実施協議会に委託しています。
- ・選考により任用する職以外の職（事務職等）
- ・選考による任用
- ・係長以上の職またはこれに相当するものと町長が認める職
- ・法令上の資格若しくは技能等を必要とする職（保健師、栄養士等）

【年齢階層別職員の状況】

(平成30年4月1日)

年齢	人数	構成比
19歳以下	0人	0.0%
20歳以上 29歳以下	46人	26.6%
30歳以上 39歳以下	44人	25.4%
40歳以上 49歳以下	47人	27.2%
50歳以上 59歳以下	36人	20.8%
合計	173人	100.0%

【職名別職員の状況】

(平成30年4月1日)

組織上名	職員数	構成比
部長	4人	2.3%
課長級	14人	8.1%
課長補佐	15人	8.7%
係長	27人	15.6%
主任	27人	15.6%
主査	27人	15.6%
主事	35人	20.2%
主事補	5人	2.9%
保健師	6人	3.5%
言語聴覚士	1人	0.6%
土木技師	1人	0.6%
社会福祉士	2人	1.2%
用務員	2人	1.2%
運転手	4人	2.3%
給食調理員	3人	1.7%
合計	173人	100.0%

○採用試験の実施状況

(平成30年度実績)

試験区分	受験者	最終合格者
一般事務	21人	10人
一般事務 (障がい者対象)	11人	3人

○職員数の状況

①人件費の総額

(平成30年度一般会計決算見込)

人口 (平成30年 3月31日 現在)	歳出額	人件費	人件費率
25,686 人	7,570,610 千円	1,484,780 千円	19.6%

※人件費には、一般職員のほか町長等特別職、議会議員、各種行政委員会等の特別職に支給される給料、報酬等が含まれています。

②一般職員の給与費

(平成30年度一般会計決算見込)

給料	572,960千円
職員手当	76,456千円
期末勤勉手当	232,810千円
合計	934,495千円

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

【部門別職員数の状況】

(各年4月1日)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由		
		29年度	30年度				
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	商工観光係を商工係、観光係に分割(1)	
		総務	51	51	0		
		税務	13	13	0		
		労働	0	0	0		
		農水	10	10	0		
		商工	3	4	1		
		土木	16	16	0		
		民生	16	16	0		
		衛生	15	14	▲1		人員配置見直し(▲1)
		小計	127	127	0		
教育部門	27	27	0				
消防部門	0	0	0				
小計	154	154	0				
公営企業等 会計部門	水道	水道	6	5	▲1	人員配置見直し(▲1)	
		下水道	5	4	▲1	農集排特会の下水道係への事務移管(▲1)	
		その他	10	10	0		
		小計	21	19	▲2		
合計		175 (198)	173 (198)	▲2 (0)			

○職員数・定員管理の状況

- ※1. 平成30年度地方公共団体定員管理調査による。
- ※2. 職員数は一般職に属する職員数である。
- ※3. () 内は、条約定数の合計である。

野水町人事行政運営等の
平成30年度の状況を公表します

④職員の平均給料月額および平均年齢

(平成30年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職 (事務職員、技術職員)	296,817円	39.4歳
技能労務職 (運転手、調理員)	287,333円	53.3歳

⑤職員の初任給 (平成30年4月1日現在)

区分	支給額
一般行政職	大学卒 179,200円
	高校卒 147,100円
技能労務職	高校卒 144,500円

③特別職の報酬、手当 (平成30年4月1日現在)

区分	給料月額等	備考
給料	町長 702,000円	10%減額
	副町長 589,000円	5%減額
	教育長 568,000円	3%減額
報酬	議長 350,000円	
	副議長 280,000円	
	議員 260,000円	
期末手当	町長 副町長 教育長	6月期 1.65月分 12月期 1.65月分
	計	3.30月分
	議長 副議長 議員	6月期 1.65月分 12月期 1.65月分
	計	3.30月分

⑦一般行政職の級別職員数の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務	職員数	構成比
1級	主事・技師・主事補・技師補	14人	10.8%
2級	主事・技師	22人	16.9%
3級	主査	23人	17.7%
4級	主任	44人	33.8%
5級	副主幹	11人	8.5%
6級	主幹	12人	9.2%
7級	参事	4人	3.1%

※平成30年度公務員給与実態調査による。

⑥職員の経験年数別・学歴別給料月額 (平成30年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大学卒 256,300円	353,733円	396,300円
	高校卒 212,000円	— 円	366,200円

⑧職員の手当状況 (平成30年4月1日現在)

区分	内容		
扶養手当	配偶者	6,500円	
	子	10,000円	
	その他の扶養親族	6,500円	
	16歳から22歳の子1人につき	5,000円加算	
通勤手当	公共交通機関利用	運賃相当額	
	自家用車など利用	2km以上2,000円から	
住居手当	借家	家賃に27,000円以内	
期末勤労手当	支給月	期末手当	勤労手当
	6月期	1.225月分	0.87月分
	12月期	1.375月分	0.92月分
	計	2.60月分	1.79月分
職制上の段階、勤務の級等による加算措置があります。			
退職手当	勤続年数	自己都合	勸奨・定年
	20年	19.6695月分	24.586875月分
	25年	28.0395月分	33.27075月分
	35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分
定年前早期退職者応募認定制度による特別措置があります。			
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合		3.2%
	支給総額		147千円
	手当の種類(手当数)		4
時間外手当	30年度	支給総額	45,198千円
		職員1人当たり支給年額	293千円
	29年度	支給総額	61,857千円
		職員1人当たり支給年額	402千円

- ⑨勤務時間の状況
- ・ 始業終業時間 8時30分～17時15分
 - ・ ※勤務の特殊性がある場合は、別に勤務時間を定めます。
 - ・ 休憩時間 12時～13時
- ⑩年次有給休暇
- ・ 一の年度において、20日以内
 - ・ 取得状況 平均使用日数 9・0日
- ⑪特別休暇
- 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、忌引、交通機関の事故その他特別の事由により勤務しないことが相当と認められる休暇
- ⑫介護休暇
- 【概要】職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護で、勤務しないことが相当と認められる場合で、その勤務しない時間につき給与減額をする制度
- ・ 取得状況 なし
- ⑬病欠休暇
- 【概要】職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- ・ 医師等の証明書が必要な病欠休暇の取得状況 9人

③ 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業

育児休業及び部分休業

【概要】子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とする制度

・育児休業利用状況 4人

(生後3年に達しない子を養育している職員)

・部分休業利用状況 1人

(3歳に満たない子を養育している職員が復職した場合に取得できる・勤務しない時間給与減額)

(2) 自己啓発休業

地方公務員法第26条の5の規定に基づき、公務に関する能力向上を目的として、大学等課程の履修又は国際貢献活動のため休業する制度

・自己啓発休業利用状況 なし

(3) 修学部分休業

地方公務員法第26条の2の規定に基づき、公務に関する能力向上を目的として、学校教育法に規定する各種教育施設で、勤務時間の一部を修学のために休業する制度

・修学部分休業利用状況 1名

(4) 配偶者同行休業

地方公務員法第26条の6の規定に基づき、配偶者の勤務や修学等の外国滞在に同行するため休業する制度

配偶者同行休業利用状況 なし

④ 職員の分限処分および懲戒処分状況

懲戒処分状況

(1) 分限処分

① 分限処分制度の概要

地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職、休職をさせることができる制度

② 分限処分の状況 3人

(2) 懲戒処分

① 懲戒処分の概要

地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、戒告、減給、停職及び免職の処分をする制度

② 懲戒処分の状況 0人

⑤ 職員の服務の状況

(1) 服務規律の概要

全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、誠実かつ公正に職務に専念する規律

(2) 服務規律の確保のために

・地方公務員として相応しい接客等を行うために野木町職員接遇マニュアルの実施

・野木町人材育成基本方針の実施

⑥ 退職管理の状況

退職時課長職以上の職員で、平成31年4月1日以降再就職した者

0人

(本町で再任用された者を除く)

⑦ 職員の研修および人事評価の状況

人事評価の状況

(1) 研修の実施状況(受講者数)

○小山地区職員研修協議会研修

：89人

○栃木県市町村職員研修協議会

研修：25人

○その他：134人

(2) 職員の人事評価の実施状況

「人事評価制度」を平成28年度から導入・実施し、平成29年度の評価結果については、平成30年度6月期及び12月期の勤勉手当、1月期の昇給に反映しました。

⑧ 職員の福祉および利益の保護の状況

利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策

・健康診断

一般健康診断・がん検診・ストレスチェック診断

・メンタルヘルズ対策

カウンセリングの実施

(2) 労働安全衛生に関する事項

・野木町職員安全衛生管理委員会の設置

(3) 災害補償の実施状況

① 公務災害補償制度の概要

地方公務員法第45条第1項の規定に基づき、職員が公務により死亡、負傷若しくは疾病し、または障害状態になった場合において、補償する制度

② 認定件数

1件

(4) 職員互助会への補助の実施状況

・職員互助会が実施する職員の福利厚生事業に対し、1人当たり2千円の補助をしています。

⑨ 勤務条件に関する措置の要求の状況

係属事案はなく、平成30年度に新たな措置要求はなかった。

⑩ 不利益処分に関する不服申し立ての状況

係属事案はなく、平成30年度に新たな不服申し立てはなかった。

係属事案はなく、平成30年度に新たな不服申し立てはなかった。

区分	内容
目的	職員の能力及び業績を公正に把握することで、主体的かつ高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理により、組織全体の士気高揚、公務能率の向上、住民サービス向上を図る。
評価対象者	一般職の職員
評価項目	【能力評価】 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価 【業績評価】 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価
評価期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで